

災害時における山形県管理の漁港の災害応急対策に関する協定

山形県庄内総合支庁産業経済部水産課長（以下「甲」という。）と社団法人山形県建設業協会酒田支部長（以下「乙」という。）とは、災害時における県管理の漁港施設の災害応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、大雨等の異常な自然現象及び予期できない災害等の発生により、甲が管理を所管する漁港施設に関して災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、乙は緊急点検・応急マニュアルに従い、乙の会員による、必要な建設機械、資材、労力等（以下「建設資機材等」という。）の確保及びその動員方法を定め、点検及び応急対策を実施することにより、被害の拡大の防止と被害施設の早期復旧並びに社会貢献活動に期することを目的とする。

（業務の実施対象施設）

第2条 業務の実施対象施設（以下「業務対象施設」という。）は、酒田市及び遊佐町に所在する県が管理する漁港施設とする。

（業務の内容）

第3条 乙の会員が、点検・応急マニュアルに基づき、自主的出動の場合は、甲からの要請があつたものとみなし、乙の会員は業務対象施設の点検及び応急対策を行うものとする。

また、その業務基準外であっても業務の必要が生じた場合は、甲から乙の会員へ出動を要請することができるものとする。

2 乙の会員は業務対象施設において点検及び応急対策を実施した場合は、甲に速やかに報告するものとする。

3 乙は、あらかじめ業務対象施設の点検及び応急対策に必要な実施体制を甲に報告するものとする。

（業務の実施体制）

第4条 前条第3項に基づき乙が報告する業務対象施設の災害応急対策業務の実施体制は、乙の会員の編成表及び連絡系統とする。なお、変更が生じた場合は速やかに甲に報告するものとする。また、年度当初の実施体制を毎年4月末日まで甲に提出するものとする。

2 大規模災害時に対応するため、業務対象施設ごとの実施体制にかかわらず災害応急対策を実施する会員ごとの編成表も併せて報告する。

（建設資機材等の報告）

第5条 乙は、第3条第3項の実施体制に必要な建設資機材等の数量を把握し、あらかじめ書面で乙の会員の編成表ごとに甲に報告するものとする。

2 乙は、前項で報告した内容に変更を生じたとき、又は、建設資機材等の現状について甲が特に報告を求めたときは、遅滞なくその資料を甲に提出するものとする。

（契約の締結）

第6条 点検・応急対策マニュアルにより自主的に乙の会員が出動し、又は甲が乙の会員に出動を要請したときに要する緊急点検の費用については、原則として乙が負担するものとする。また、甲の要請により乙の会員が応急対策を実施したときは、甲は遅滞なく乙の会員と工事請負契約を締結するものとする。

（有効期限）

第7条 この協定の期間は、この協定の締結の日から平成20年3月31日までとする。
2 前項に規定する期間満了日の1箇月前までに、甲、乙いずれからも何ら申し出のないときは、期間満了日の翌日から1年間についてこの協定を更新するものとする。また、その後においても、同様とする。

（実施対象施設の特例）

第8条 乙は甲が特に必要として、第2条に規定する施設以外に出動を要請した場合は、特別な理由がないかぎり、これに応じるものとする。

（費用）

第9条 乙の会員が点検・応急マニュアルに基づき出動した場合において、その応急対策に要した費用は甲の負担とし、契約締結後甲は乙の会員に支払うものとする。

（損害の負担）

第10条 業務の実施に伴い、甲、乙双方の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、または建設資機材等の損害が生じた場合、乙はその事実発生後遅滞なく、その状況を書面により甲に報告し、その措置については、甲、乙協議してこれを定めるものとする。

（その他）

第11条 この協定に定められない事項、またはこの協定に疑義が生じたときは、甲、乙が協議してこれを定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲、乙が記名押印のうえ、それぞれ各1通を保有するものとする。

平成20年2月29日

甲：山形県庄内総合支庁産業経済部
水産課長 樋田陽治



乙：社団法人 山形県建設業協会
酒田支所長 高橋幸雄

